

第9回 調達価格等算定委員会

日時 平成25年2月19日（火）18：29～19：41

場所 経済産業省本館地下2階講堂

1. 開会

○植田委員長

定刻になりましたので、ただいまから第9回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

2. 事務局説明（前回ご指摘いただいた事項について）

○植田委員長

早速ですが、議事に入りたいと思います。

事務局に資料2「前回ご指摘いただいた事項について」のご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○新原部長

それでは、事務局より資料2に基づいてご説明させていただきます。

ちなみに、参考資料のほうで、1が前から配付している法律の関係ですね。それから、参考資料2で、前回配付させていただいた資料が添付されております。適宜参照いただければというふうに思います。

ご説明させていただくのは資料2でございます。「前回ご指摘いただいた事項について」ということでございます。

1枚あけていただきまして1ページですが、1月21日の委員会でご指摘いただいた事項を整理しますと、以下の5点プラス1点というか、6点になると思います。

まず1点目は、太陽光発電のシステム価格でございますが、このデータ、一応平均値として提示をしたわけでありましたが、平均値が代表性があるかどうかというところがあるので、分布を出せないかと、こういう議論がありました。ここはちょっと分布を整理しております。これが1点目。

それから2点目。住宅用太陽光発電のほうですが、今、調達価格が42円/kWhになっていますけれども、10年でIRR3.2%が確保できないのではないかとのご指摘がありました。この点について、前回、去年の委員会でどういう整理をしたかということについて整理をしてあります。これが2点目。

3点目。中小水力発電のコストデータですが、先回は民間事業者のだけ提示をさせていただいたのですが、公共機関の部分についても提示ができないかということがありました。この部分について提示させていただいております。

それから4点目。木質バイオマス発電との関係で、バイオマス燃料費の動向を把握できないかというご指摘がございました。これについても整理をさせていただいております。

それから5点目。木質バイオマス発電についてですが、小規模な設備向けの調達区分について検討してみてもどうかというご議論がございました。これを整理してございます。

それで、米印のところでございますが、もう一つ重要な指摘として、住宅用太陽光については、国と地方の補助金額の水準について提示がないと、最終的な決定ができないというご指摘があったわけでありまして。これはごもっともでございます。国の補助金水準については今ちょっと調整を行っております。来年度の補助金の金額についてはですね。それから、地方の補助金もちよっと今調査中でございますので、ここは事務局として責任を持って次回は提示させていただくということをお約束させていただきたいというふうに思います。次回にきちっと提示させていただきます。

それでは、各論点についてご説明をさせていただきます。

2ページをお開けください。住宅用太陽光発電のシステム価格のデータ分布でございます。それで、まず、これはだから平均値が代表性があるかという議論があったわけでございますが、これは住宅用太陽光発電の補助金の交付決定実績のデータを使用しています。直近の平成24年10月から12月期に新築設置のシステム単価の分布を実際にトレースしてみますと、下のグラフのようになる、こういうことでございます。散らばりぐあい、一応中央値も計算してございますが、この分布からいうと、前回のこの平均値を調達価格算定の基礎として用いることもそんなに変ではない、妥当なのではないかというふうに判断をいたします、ということでございます。これが2ページ目でございます。

それから3ページ、今度は非住宅用のほうでございます。これのシステム価格の分布でございます。ここは、固定価格買取制度の適用を受けて運転開始した設備から、非住宅用は補助金がないので、適用を受けて運転開始した設備から、この法令に基づいて、FIT法に基づいて義務的に報告されたデータを集計したものでございます。前回の審議を思い出していただきま

すと、この非住宅用については、すなわち10kW以上の太陽光については、前回はメガソーラークラス、つまり1,000kW以上のところで価格算定を行っております。したがって、同じよう1,000kW以上の設備についてシステム単価の分布を見たところ、以下のとおりになると、こういうことでございます。サンプル数はまだ、左から見てみますと0、1、2、3ですから、非常に小さいのですが、今のところ散らばりぐあいを考えれば、平均値を調達価格算定の基礎として用いることは一応妥当性があるのではないかというふうに考えております。これが3ページ目でございます。

それから、4ページ目でございます。住宅用太陽光発電のIRRの考え方でございます。前回の審議の中で、住宅用太陽光発電について、42円/kWhでは調達期間10年でIRR3.2%を確保できないのではないかというご指摘がございました。これは前回の審議の資料を我々もチェックをしてきっちり確認したわけでありましたが、ちょっと思い出していただきますと、この根拠は、住宅用太陽光発電の調達価格のところですが、調達価格等算定委員会で太陽光発電協会からなされた提案を基礎としております。つまり、前回のときは、少なくとも関係者が言ってきた数字より高くは設定しないというルールを設けて査定をしたわけでございます。

協会の説明はどういう想定だったかという、調達期間は10年とするという一方で、実態上、この住宅用太陽光発電については20年程度稼働することが可能であるという説明がございました。そこで、同協会は、11年目以降20年目までは発電した分を自家消費する等と書いてありますが、要は、ありていに言うと今の電気代、24円でしょうか、と、あと11年目から20年目までは発電した分を自家消費すると。つまり、24円で計算をすると見込んだ形でIRR3.2%と業界は算出をしていたわけでございます。先ほどの原則に従って、以上の前提に基づいて算定価格を出したということでございます。以上が前回の結論でございました。

それから5ページですね、今度は中小水力発電のコストデータであります。民間事業者だけではなくて、公共機関が主体となった案件もデータを提示してほしいという議論がございました。今、前回もご説明しましたように、まだ固定価格買取制度の適用を受けて運転開始した案件というのは6件しかございません。公共機関の3件が下に赤のところプロットしてございます。前回提示した民間事業者の案件が3件、それぞれプロットしてございます。これも、昨年の審議を思い出していただきますと、公共機関が事業主体である案件というのはコストがかなり高かったわけですね。それで、民間事業者が事業主体である案件を調達価格の算定の根拠として採用いたしました。本年もこれ、6件ですがプロットしてみますと、同様な傾向が認められますということで、民間事業者が事業主体である案件を調達価格算定の前提とすべきではないかというふうに、こういうふうに考えられるわけでございます。ちなみに、民間事業者について見ますと、ほ

ば、昨年の根拠とした100万円/kWというのとほぼ同水準というふうに見られるのではないかと
いうふうに考えております。

それから、6ページにまいります。木質バイオマス発電についてのバイオマスの燃料費の動向
等を把握できないかという議論がございました。今、この木質バイオマス発電については、固定
価格買取制度の適用を受けて運転開始に至った案件、これは1件しかございません。したがって、
いわゆるバイオマス燃料費の実績についての十分なデータは集まっていないという状況でござい
ます。また、公式統計も存在していないということでございます。

そこで、あえて近いところで、一つの参考資料にしかたらないのですが、製紙用の木材チップ
の原料価格、これは針葉樹丸太の価格なんです、その動向を見てみました。制度施行時点、昨
年の7月の時点で4,800円であったものが直近では、12月の段階ですが4,700円となっております。
この変動幅は過去の変動幅と比しても大きなものではございませんので、施行以降、現時点で燃
料費が大きく変化しているという事実は確認できないというふうに考えてもいいのではないかと
いうふうに想定されるところでございます。これが6ページでございます。

それから、7ページでございます。木質バイオマス発電の小規模設備区分の検討をどう考える
かということでございました。今申し上げましたように、木質バイオマス発電については、固定
価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は1件のみでございます。今の段階で詳細なコス
トデータが得られている段階ではございません。本法は、もともとこの賦課金の負担が電気使用
者に対して過重なものとならないように、「効率的に実施される場合に通常要されると認められる
費用」を基礎とするように定められているわけでございます、コストデータがきちんと把握で
きていない現段階で、将来的にこれが集まってくれば別ですが、コストデータがきちんと把握で
きていないという現段階で別区分を設けるといことは、なかなか適切ではないのではないかと
いうふうに考えられるわけでございます。ちなみに、現在申請中で私どもの担当課のほうが相談
にあずかっている案件の中には、265kWとか2,500kWといった規模の設備も存在しておりまして、
今の調達価格の設定で絶対にこういう規模の事業が実施できないというふうに判断はできないと
いうふうに考えております。

以上、補助金の家庭用太陽光の補助金の分を除いた前回の指摘に対してのつけ返しというか、
宿題返しでございます。

以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

3. 討議

○植田委員長

では、これから質疑応答及び自由討議の時間とさせていただきますと思います。前回ご指摘いただいた事項について今ご説明をいただきましたが、これに関しましてご質問やご意見ございませんでしょうか。

では、山地委員から。

○山地委員

前回お願いしたことに適切に答えていただき、ありがとうございます。

太陽光発電については、10kW以上から1,000kW未満のところはちょっと抜けているんですけども、できればその部分のデータも解析してほしいなと思います。

それと、まずデータについて言いますと、水力のデータもわかりました。公共機関の場合は目的がいろいろ、単なる事業だけでない場合もあると思いますので、やっぱり従来どおり民間事業者のところを参考にしていくということで結構かと思えますし、それから、バイオマス発電の燃料はまだ統計解析ができるようなデータが集まっていないということですから、これはまたそういう段階になった時点でぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

それで、1つ申し上げたいのは、平均値というのが出ているわけですね。それで、このときに、法律に定められているように、効率的な供給を行った場合に通常要する費用というのを平均値で考えていいのか、あるいは、効率的ということは平均より頑張ったというふうに見るのか、ここは考え方を整理しておかないといけない。こういう分布を見ると、かなりな幅がありますのでね。そうすると、そこは議論のポイントじゃないかと1つ思います。

それからもう一つは、前回の資料だとトレンドがありました。トレンドとして下がってきていたわけですね。今回、4月以降の買い取り価格を決めると、それが1年間原則としては適用されるわけで、トレンドがそのまま続くわけですね。その下降トレンドというのをどう扱うか、そこもある程度決めておかないと、テクニカルに少し問題になるかと思うので、この2つの点お願ひしたい。

○新原部長

まず、第1点目の住宅用のところのデータは、これは出すのは可能でございます。出せます。間のところですね。

ただ、注意しなきゃいけないのは、2つ目の質問とも絡むんですけども、要するに、前回の委員会で一定の整理は行っているわけですね。つまり、大型のものであれば、非住宅用であれば、

要するに一応、前回は1,000kW以上のところでデータをとったと。それで価格を決めているところがあります。それから、もう一つは前回も一応平均値でとっているというのがあります。ですから、そのところはちょっと留意しなきゃいけないとは思いますが。というのは、2年目とはいっても、決まったのは7月1日でありますから、まだ施行実績は半年ぐらいですね。

それで、ちょっと留意しなきゃいけないと思っているのは、いろんなご意見があるのですけれども、企業の側から考え方がどんどん変わってくるみたいな感じになると、予測可能性が非常に悪くなるので、例えば分布なんかでも、これは明らかに平均値をとると、何かこれは変だということに基づいて議論を展開するなら、山地先生が言われたように、それはあると思うんです。ただ、本来法律の趣旨としてどうなのかという議論はもちろんあり得るんですけども、それは一応7月1日で1回仕切った話ではあるので、そこを半年たたないうちにその考え方を直していくというふうになると、一体どうやって価格を決めていくのか、安定はしなくなるわけですね。それは委員の皆さんのご判断なんですけれども、そこには一応留意しておく必要はあると思います。その上でデータは出させていただくというふうに思います。

それから3点目のところ、そうですね、だから平均値でやっていいかどうかという……。

それから、トレンドについては、これはおっしゃるとおりだと思います。ただ、前回、7月1日時点で少なくともペイするという事は考えたので、これからももちろん4月1日までまだ日があるわけですけども、4月に入った時点ではある程度採算がとれるということは考えておかなければならないと思うんです。ただし、山地先生が言われたとおりまだ2カ月ぐらいあるわけで、そこは当然考えなきゃいけないと思います。その上で最終的にどうするかというのを委員の皆さんにご判断いただくのかなと思っております。

○山内委員

よろしいですか。

○植田委員長

では、山内委員。

○山内委員

今の平均値と効率性の話なんですけれども、新原部長がおっしゃったように、一度仕切った話だということもありますし、私自身はやっぱり平均値でとること自体に、効率性との関係で言うと、それがあある意味での参照プライスみたいな形で、要するにそこに収斂して、それを目指して、それ以上コストが高ければそれを目指していくという意味では、効率性を促すための一つのメルクマールになるのではないかと考えています。よく、これは今、買い取りの値段を決めますけれども、そうではなくて公共料金を決めるときに、ヤードスティックみたいな形でやりま

すね、一番簡単なやつは平均値です。事業者さんの平均値とって、それで値段決めてやると、それ以上のところは努力して効率的にやってくださいと。こういうことなので、一つの説明にはなるんじゃないかなというふうに思っております。まずそういうことです。

○植田委員長

ありがとうございました。

山地委員、よろしいですか、さっきの。

○山地委員

はい、結構です。

○植田委員長

ほかに。では、和田委員。

○和田委員

私、前回2つ質問をしているんですけども、バイオマス発電の設備区分については、現在、小規模なものも出始めているということなので、それが出てから判断すればいいかなと思います。そのご報告で私も了解しました。

あと、住宅用太陽光発電のIRRの考え方について前回質問しました。私自身はこの制度の範囲内でIRRを設定するというふうに理解していましたので、当然、住宅用太陽光発電は10年で余剰電力の買い取りというのがこの制度ですよね。その制度の範囲内で計算しますと、3.2%、もちろん出てこないわけですね。これはあちこちで取り組んでいる方々から随分たくさん指摘を受けました。出ないということなのです。きょうのご説明でどういう形で算出したかということを理解できました。

ただ、その算出が11年目以降20年目までが全部自家消費、100%自家消費とするような計算になっているわけですね、これは。つまり、10年目までは60%を余剰電力として、40%は自家消費をしているというふうな算出をしてこの制度設計をしたわけですけども、11年目以降についてはそうではなくて、すべて自家消費する、あるいは、自家消費しないで、余剰になったものは電気料金並みで買い取る、と。これは自家消費と結局同じコストになるわけですけども。それを前提にして計算したということになるわけですね。だから、そこがちょっと私たちが制度設計をしたものからすると、その11年目以降のものについては定めていないわけですよ、正確には。

だから、そういうことになるように、例えばこの委員会としてはそういう方向性を追求するか、何らかのあれがないと、ちょっとこれは私たちの委員会の判断としては非常に難しいのではないかなという気がしています。そこは委員全体がこの算出方法をとったということを前提にして、その上でどういうふうにしていくかということを議論すべきではないかと。これは委員会と

しては非常に重要なことのように感じています。

だから、昨年の段階で算出されたものが、当然その制度の中で算出されたものというふうに前提を置いて理解していましたので、そうすると、例えば10年間で3.2%を出そうと思ったら、7～8年で初期投資分を回収するぐらいのそういう数字になるんですよ。ところが、そうはなっていないわけですね。

○植田委員長

では、ちょっとお答えください。

○新原部長

これ、和田先生、お言葉なんですけれども、この前提はちゃんと協会が説明をしております、それで、そういう前提で委員会でも審議されています。その資料は公開されておりますね。それが1点。

それからもう一つは、それを前提にした上で、要するにいくつか原則をこの委員会で立てたわけですね。その中の一つに、ヒアリングで出てきた数字より高い数字はつけないという原則は、これは恐縮ですけれども委員の皆さんが決められたことで、その原則に従って太陽光発電協会の数字を採用しているわけです。ですから、議論は自由なんですけれども、私どもが隠して何か計算をしたわけでもないし……

○和田委員

いやいや、そういうことじゃなくて。

○新原部長

ちゃんと説明をした上でデータのそういう原則からこの数字を事務局としてそのまま採用したと、こういうことなんです。それが1点ですね。

それからもう一つは、自家消費するという、「等」と書いてありますけれども、これはだから、協会として見るとどういう考え方に立っていたかということ、ご案内のとおり、今、電力規制改革の議論が行われております。それで、長期的にはこの小売のところについての、今いろいろ議論も出ていますけれども、自由化ということがあり得るわけで、売電するということについては議論が行われているわけですね。そういう中で24円ということベースにして協会は出してきているというふうに理解をいたしております。そういう意味で、彼らはここをきちっと説明して言っている、その上でそれを半年後に直す必要があるのかどうかということだと思いますね。

それから、もうちょっと考えていただくと、当時の議論としては、住宅用なので、そもそも投資というか、IRRはもちろん基本的にはお金を借りてきて、金利が乗っていて、そのリスクのための金利で、お金を借りて事業をする人の機会費用的な考え方でIRRが算出されているので

すけれども、当時の議論としてはどういう議論だったかという、住宅用についてはそんなにIRRをぎりぎり追わなくてもいいんじゃないかという議論はあったんですね。だから、普通に消費者金融程度の何か借りてきてつけるぐらいのあれがあればいいんじゃないかという議論をされていたんです。半年前ですからちょっとあれですけどね。

というような中でこれが決まってきたので、そういう中で今回どうするかというのをご議論いただければというふうに思います。

○植田委員長

ちょっと和田委員ありますか、今の。

○和田委員

一応、この制度はとにかく普及を促進すると。少なくとも設置主体には損をさせない、一定の収益を上げるということを前提にしていますので、少なくともそこはやっぱり収益率が高い低いかは別にして、一定の保証はしていかなきゃいけないだろうというふうに思っていて、そういう点でいうと、算出の仕方は前年度の議論の中でそういうふうな形で出てきたというのはよくわかるんですけども、今言ったような意味合いで我々としてどうするのかということはやっぱりちゃんと議論しておいたほうがいいだろうというふうに思っています。

○山内委員

この問題で。

○植田委員長

はいどうぞ。

○山内委員

これ、住宅用の余剰買い取りはFITが入る前に入れた制度で、そのときにいくらで買い取るかというのは、山地先生と私がやった委員会で決めていました。そのときの基本的な考え方は、当時は、特に今、部長おっしゃったように、家庭用ですのでリターンという考え方はなくて、まさに今おっしゃった損をさせないというのが前提で、10年間で償還するといえますか、という形で計算をしたのがこの価格。今回はそれを継承して、それで調達期間は10年間でというようなことで価格を決めております。IRRで言うんだっつらば、確かに対応期間中、それ以降の、10年以降の、11年目からのそれを入れて考えるというのは一つの手かなと思いますけれども、基本はやっぱり家庭用なのでIRRという考え方自体がどこまでなじむかというところがあって、最初の出発点はそこだということは我々は責任があるのでちょっと申し上げたいというふうに思います。

○植田委員長

ちょっと。どうぞ。

○新原部長

今、山内先生が言われたところにかけて言うと、和田先生が言われた損をさせないというところは重要なところで、それはだから、まさに山地先生と山内先生が言われたところなんですけれども、これはご案内のとおり42円でキープしてきているわけですね、余剰買い取りのころからですね。それで、一方で施設の費用は下がってきているわけですね、一定の率で。今回だと1割ぐらい下がっているわけなんですけれども。だから、算定の考え方からいっても、必ずしもこれで損ということには絶対ならないと思うんですね。だから、逆に言うと非常に量が入っているということだろうと思います。この半年間で、ご案内のとおり、年度末までで恐らく1.4倍ぐらいに太陽光はなるんですが、そのかなりの部分が家庭用から来ているということをご了解いただく必要があると。

○植田委員長

和田委員、よろしいですか、今の点。

○和田委員

太陽光発電の場合は住宅用がやっぱり一番基本だと思うんですよ。そこがきちっと設置主体の側が喜んで取りつけるという状況を保証しておかないと、一方で利益を上げている部分がたくさんあって、一方はそうではないと。ところが、この制度は買い取りの価格は賦課金として国民が全部負担するわけですから、やっぱり負担している側がきちっとそういう、見返りとは言わないですけども、少なくとも損をしないという状況は守っておく必要があるというふうに私は思っています。

○植田委員長

ありがとうございました。

辰巳委員。

○辰巳委員

いいですか。でも、全然……

○植田委員長

はいどうぞ。

○辰巳委員

違うお話でもいいですか。

○植田委員長

あつ、違う。

○新原部長

じゃ、今のところだけちょっとお答えです。今のところだけ補足しておきますと、今1.4倍になると言いました、太陽光が。ふえている部分のうちのほかのところでもうかっている一方でと言われたんですけども、それは事実関係として申し上げれば、1.4倍ふえているうちの7割が家庭用ですね。メガは、事業所のやつは3割しかないという状態であるということはちょっと、そういう動き方をしているわけです。

○植田委員長

では辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

前回、少し私の言い方が悪かったのかもしれないんですけども、本来はこれは再生可能エネルギーを増やそうと、できるだけ早く増やそうという意味があるわけですね、この法律には。それで、普及を阻む事例等があるなら知りたいなと思っていて、様々なエネルギー、別に太陽光に限らずなんですけれども。そんなことを申し上げたつもりでいたんですけども、それがコストとは直接関係ないというふうにとられたのかなと思います。買取価格が場合によっては安いから、自分が思っている事業として進められないというふうなものも含めて、何か取り組もうと思っているんですけども、いろんな条件、例えば送電線につなぐ話でもいいですけども、あるいは、土地代が高いとかというお話であったりとか、そういう何かもし明確な事例があるのなら知りたいなというふうに思っていたのですが、そのあたりはどういうふうなお話に……。現状努力していますというお話は聞いているんですけども、そういう話は今日ここには上がってこなかったなと思ったもので。

○植田委員長

ちょっとお願いします。

○新原部長

すみません。それは、すみません、我々の認識違いで、次回ちょっと提出させていただきます。

○辰巳委員

よろしくお願いします。

○新原部長

それで、ちょっと口頭で説明させていただいてよろしいですか、全体の感じを。

私の理解では、ある程度十分な調達価格は設定されていると思っているので、価格のところはネックになっているということは私はないと思います。

○辰巳委員

そうですか。

○新原部長

ええ。ないと思います。そこはないと思います。むしろほかの要因で、価格をつけているんだけれども動いていないという部分はございます。それぞれのところについて大体概括を申し上げると——それは何か補足があったら皆さんしてください。

まず太陽光については、環境アセスメントもかかりませんし、手続でそんなに規制があるわけでもないし、それから、私どもの工場立地法も規制緩和したものですから、余り制約がない分野ではあります。

ただ、ちょっと想定よりも少し偏ったかなと思っている部分というのはありまして、今、我々の予測では裏日本を除いて太陽光、日射の量というのは大体均一だというふうに理解をしていたので、ある程度ばらけるというふうに理解をしていたわけですが、実際やってみると、北海道にかなり集中しているんですね。全体の入っている量の半分ぐらいが北海道に集中している。北海道は日照は決してよくはないわけですが、2つの条件を満たしている。1つは、非常に土地が豊かであるということ、そして地代が安いということですね。なので、メガの投資が非常に集中しているわけですね。これは何を引き起こしたかということ、もともと系統線がそんなに強い地域ではないので、その問題が起きているということでもあります。

我々としてみれば、これは価格で調整するわけにはいきません。私自身も何度も申し上げているように、法律には規則的に書いてあるので、政策的に誘導するために価格をいじるということとはできない。ただ、手続面とかでもうちょっと確実性の高いものが出てくるようにするとか、あるいは、北海道の系統線について応急措置ができないかというあたりですね。これは多分、蓄電池なんかも含めてなんですけれども、ということはちょっと考えていかなきゃいけないと思っています。ただ、ここは相対的に一番制約が少ない分野であります。

風力は、前回は申し上げたように、ここはまだ2件で、これも10年ぐらい前からやっているというものでございまして、それしかないわけですね。その意味は、今のままでいきますと、手続に大体10年ぐらいかかるだろうと、こういうふうに思われているわけです。それは、アセスメントもありますし、アセスメント自体は、いろいろ言われますけれども、やっぱり必要なものであることは間違いないんですね。だから、そのレベル感を下げるわけにはいかないの、今ちょっと関係省庁さんともご相談していますけれども、そのレベル感を下げないで何かいろんな国がやっていることとかいろんなことで代替できるものがないのかとか、そういうことは考えておりますけれども、そういう問題と、あと一番大きな問題としてあるのは、ここは系統線の問題ですね。

我々の計測ですと、これも委員の皆さん違う意見があったらあれなんです、我々の計測に従

うと、大体6.5メートル毎秒以上の非常に風力として十分な採算性が確保できる場所というのを考えてみると、北海道北部、それから青森の下北・津軽、それと秋田、それから山形の南のほう、それで日本全体の大体半分ぐらいを占めるということで、この地域はいずれも比較的、特に北海道はそうなのですが、系統線が脆弱なところが多いわけですね。いろいろ議論の末、新しく民間の参入を得て、それで補助をしながらこの系統線を増強していくという予算を今立てたわけですが、しかし、そうにしても、時間がかかるわけですね。ここは非常に何とかしたいと思っていますし、しなければならないところだというふうに思っております。

それから地熱、これは前から議論になっているところですが、自然公園法の中にあるということと、それから、それだけではなくて、温泉業者との調整の問題がございます。これも正直申し上げて、これも違うご議論があれば言っていただければいいんですが、全く100%絶対温泉に影響を与えないかという、正直なところそう断言はできないと私自身は思っております。やるとすると、ちゃんと地元とのコンセンサスをとりながら一つ一つステップを踏みながら、了解を得ながら進めるしか方法がないということがあると思います。そういう意味で、今、一応試作的に幾つかの地点を設定してやるということをやっているわけですが、急速に拡大するというよりは、ちゃんと地元のコンセンサスをとりながら、安心感を確保しながらということだろうと思っております。

それから、中小水力については、これは国交省さんが今努力をされて、今回法案を出されると聞いていますが、水利権の問題ですね。農用水なんかで使っているもので、後からする場合でも今は許認可の手続が要るんですが、これを登録にするとかなり進むというところがありまして、これは国交省さんが随分努力をされて、今国会で議論されるというふうに聞いております。

それから、バイオマスのところは、これはかなり各論的なので、もし農水省さん、何かあれば教えていただけると思うんですけども。

大体、制約となっているのはそんなところかなというふうに思います。

○植田委員長

よろしいですか。お願いできますか。

○信夫農林水産省再生可能エネルギーグループ長

農水省でございます。

バイオマス、特に木質バイオマスにつきましては、やはり未利用の間伐材をきちっと出すための路網整備、こういったところが課題になってくると思っております。これにつきましては、毎年度の当初予算、それから今回の補正予算等々で整備が進むように事業を確保しておりますので、着実に進めていきたいというふうに考えています。

○植田委員長

補足ございますか、国交省さんのほうは。よろしいですか。

辰巳委員のほうから。

○辰巳委員

ぜひ環境省さんにも国土交通省さんにもご協力してくださるようお願いしたいですね。

○植田委員長

ありますか。はいどうぞ。

○山内委員

1つだけ質問なんですけれども、6ページの木質バイオマス発電の燃料費、これが安定しているという結論で、そのエビデンスは製紙用の木材チップの価格になっているんですけれども、私、ちょっとこれでいいのかどうかというのが自信持てなくて、考え方はいろいろあると思うんですけれども、業者が代替関係にあったりするとね。だけれども、これが安定しているから、これが代替関係にあっても、これが安定していれば向こうも安定しているという、そういうことかもしれないし、その辺の事実関係は少し知りたいなと思いましたがけれども。

○植田委員長

これはどうですか。

○添田課長補佐

これは先ほど新原からの説明もありましたけれども、やっぱり確かに一つの参考というかレファレンスというか、傍証的な感じにはどうしてもなってしまいますものですから、直接的なやつはやっぱり実際に設備が動き始めて、そのデータをとって、毎年度毎年度、時系列をやっぱり追って行って、燃料用のバイオマス発電のデータがどうなっているかというのを見るしかないんだろうなと。他方で、この製紙用のやつを見るというのは、結局チップが発電用のほうに流れて行って、結果としてこっちのほうに迷惑をかけていないかということは引き続き見ていく必要はあるかなと思ってまして、そういう意味では今のところは余り、まだ1件しか出てきてないからというのもあるんですけれども、影響はないのかなというふうには思いますけれども。先生がおっしゃったように、これを見て直接、じゃあ木質の発電所に行っているほうが上がっているか上がってないかというのを判断するのは、なかなか難しいところはありますけれども、いずれにしても、そちらもまだデータとしてはあんまり上がってきてないものですから、とりあえず今お示しできるのは、これが精一杯かなというふうに思っております。

○植田委員長

直接的な証明にはならないんですけれども、逆に言うと、変えるということの積極的なその説

明はないということですよ。そういう理解だと思います。

いかがでしょうか、ほかに。

○山地委員

資料2についてはもうこれ以上ないです。

○植田委員長

ああそうですか。これは前回に指摘いただいた事項に関してのことですから、新たにご指摘いただく事項があっても当然良いかと思しますので、もしその点ございますようでしたら。

○山地委員

よろしいですか。

○植田委員長

はいどうぞ。

○山地委員

前回もちょっと申し上げた賦課金の負担が過剰にならないことというのは、買い取り価格を決める一つの条件として法律にも記載されているということなんです。それに関してですけれども、賦課金自体は買い取り価格だけでなく導入量、あるいは賦課金を決めるときは導入予測量ですけれども、それによるわけですよ。だから、賦課金の負担というのを見る場合には、導入予測量をどういうふうにしているか。その予測量は当然、導入実績に基づくとするので、やっぱり価格の情報、コスト情報だけでなく、導入量あるいは導入見込み量の情報もこの場にも的確に上げていただきたいということが申し上げたいことです。

それと、負担感というのは、負担感をあらわすやり方っているいろいろ難しいことがあって、標準家庭の月額負担というのをよくやりますよね。今だとkWhあたり30銭ぐらいだから90円ぐらいとか、そうやるんですけれども、やっぱり家庭用の需要家さんだけが負担者じゃないので、総額とか、kWh単価というのがそのベースにあるので、その情報とか、それからやっぱり年総額ですよ。これは計算すりゃわかるじゃないかという話になるかもしれないけれども、やっぱり計算するだけでもちょっと面倒がある。それも合わせて出していきたい、負担感が過剰かどうか判断するときに。

それから、もう一つ細かいことを言えば、今回法律で減免措置というのが導入されているわけで、これは特別の予算というか、そちらで負担することになったわけで、それも、しかし間接的、税金を通してではあるけれども、国民負担ではありますから、そこもあわせてやっぱり表示があればというふうに思います。ちょっと負担に関するところで幾つかデータをお願いしたい。

○植田委員長

いかがでしょうか。

○新原部長

まず、各部門でどれだけ導入されているかですね。これは量の概念はできるだけ出させていただけます。

それから、減免措置の話がありましたが、これも、どれぐらい減免措置が効いていて、どんな業種で何件ぐらいかというのもデータをとっていますから、これは次回、全部提出させていただきます。

それで、その上で負担感のところなんですけれども、難しいのは、負担感について幾つかの指標でというのは、これはなかなか役所としても難しいんですね。というのは、私も審議のところを全部読んでいるわけなんですけれども、この負担感についての具体的などういう基準で、どういう場合が負担があるというふうに判断するかということは審議されていないんですね。

それからもう一つは、これは法律上の問題ですけれども、3条の4項は確かに配慮しなければならないと書いてあるんです。ただ、3条の2項では、要するにもっと強い言い方で、「通常要する費用を基礎とし」と書いてあるわけですね。これは基礎と配慮だと、配慮はあくまでも配慮事項であって、基礎のほうとしてはこれは守らなければいけないことであると。そうすると、この2つの関係でいうと、少なくとも基礎としないということとはできないんだと思うんですね。そのところの議論はちょっと問題としてあると。

前回もお話したように、じゃあ、これ一体どういうふうに解釈するのかということは、本当にどうしても価格とかが高くなってきて負担が増えてくれば、見直し条項もあるから、そういうところで法律を見直すんだろうという、そういう議論に帰着するわけですね。だから、附則で、2021年に抜本見直しが書いてあるし、3年ごとに施行状況を見直ししろと書いてあるということだったものですからね。というふうに理解をしているんですけれども。

○山地委員

そのお答えは前回聞いたので。

○新原部長

そうなんです。

○山地委員

だから、そのためにも、負担額をあらわすデータですね、これを開示していただきたいということです。

○新原部長

だから、今申し上げた減免措置とか量とか、その辺は出せるんですけれども、負担感をあらわ

すというのはなかなか、それは逆に言うと、大変恐縮なんですけれども、役所として負担感とはこうですというふうにやることはできないんですよ。

○山地委員

だから、負担額って言ってるじゃないですか。

○新原部長

ああ、負担額ね。わかりました。

○辰巳委員

いいですか、今のに関連して。

○新原部長

どうぞ。

○辰巳委員

私も少しそのことは気になっていたんですけれども。要するに、家庭用の賦課金の話で、少し山地先生とは違うのかもしれませんが、この前、電気料金の値上げの公聴会というのがありまして、そこで陳述人の人がおっしゃったんですけれども、新たにその賦課金を払うようになったのは、何に払うお金なのかという、その目的が明確なので、それはこの料金値上げの話とは分けて、全然受け入れることができると。理解できると。だけれども、電気料金は総括原価方式で、何に払うかがよくわからないからというふうな話になって、電気料金のお話の前提でそういうふうにおっしゃったことを私はすごく自信を持ったというか、よかったなというふうに思ったんです。

要は、電気料金というものにすごく関心を持っている消費者がそのようにおっしゃったということはすごく前向きで、負担感という意味では、たとえ100円でも負担だと思える人にとっては負担だし、1,000円でも負担じゃないと思える人にとっては負担じゃないので、まさに今、部長がおっしゃったように、その負担感というのはあらわしにくいので、だからこそ、これから課題なんですけれども、やっぱりきちんとお金はどこに行っているんだということがわかるようにみんなに説明していただけるような仕組みというのは重要だと思います。

一方で、事業者のことなんですけれども、電気の多消費事業者が減免されるという特典を得られた方が減免されているという状況にあって、それを聞きかじった消費者の人は、じゃあその分も自分に来ているんだと。先ほどの山地先生のお話だと、税金で、だから同じことだという言い方をなさるかもしれないんですけれども、直接電気代に負担の中に割り込まれていると考える人もいたわけなんです。私のお話する中では、だから、何で私たちがそんな事業者の分まで負担しなきゃいけないのというふうなことを言われる方もいるもので、だからそこら辺がやっぱりわかっていないので、きちんとこれからの課題として、先ほど申し上げた、何にこのお金は使っ

ているんだとか、それから、そういう事業者のお金は入っていませんよとか、そういう丁寧な説明をしていかなきゃいけないなというふうに思っていて、これはこのコストの話とは直接関係ないのかもしれませんが、すごく重要だと思いますので、理解をいただくという意味でも、よろしくお願ひしたいと思います。

○植田委員長

どうぞ。

○新原部長

これは、先ほど山地先生にもお約束したように、全部、次回出させていただきます。どういう事業者が幾らぐらいのあれをしているか。

それから、今の辰巳先生のご指摘でいくと、それを消費者が負担しているかどうかということなのですが、ここは一銭も電気料金には転嫁しておりません。

○辰巳委員

そうですね。

○新原部長

ええ。それは予算措置でカバーしているということなんですね。もちろん、予算ですから税金は税金なんですけれども、電気料金には一銭もそこはしわ寄せているということはないという状態になっております。その予算額も含めて開示をさせていただきます。

○山地委員

エネルギー特別会計だったんですよね。違いましたっけ。

○新原部長

だから、税金ですけどね。

○山地委員

一部は税金にもかかっている。

○新原部長

ええ。それはもちろんそう言ってしまうばそうなんですね。もちろんそうです。だれかが負担しているのは間違いない。

○植田委員長

はい、どうぞ。

○和田委員

今、辰巳委員のご指摘は私も全く同感でして、取り組んでおられる方々からのご意見というのは圧倒的にそういうのが多いように思うんですね。再生可能エネルギーの普及を増やすためであ

れば、負担しても、それは必要なことだからやりたいと。やりたいというか、いいんだというふうなですね。だって、今まで日本は太陽光発電、2004年まで世界でトップレベルの普及をしてきたわけですけども、その普及の主体の8割は住宅用で、市民が取り組んできたわけですね。でも、その段階での市民の取り組みというのは、明らかに経済的に見たら損失をこうむりながらといいますか、要するに、電気料金を払い続けたほうが得なのにもかかわらず、それをやってきたわけですね。それ以外にも、市民共同発電所なんていうのは、私もたくさん知っていますけれども、寄附金だけで何基も共同の発電所をあちこちへつけて、自分たち負担しっ放しですよ。そういう形で普及を支えてきた。その結果として、産業の発展にも貢献してきたというふうな、そういう経緯があるわけで、それがこの買い取り制度のもとで、その負担、そういう少なくとも損をしない条件が生まれたというところがあるので、それについての賦課金の負担は十分受け入れられるというふうな意見は、とりわけそういう積極的に取り組んできた人たちからは多く聞かれる意見ですね。だから、そこをやっぱり負担というものの質として見ていく必要がある。

もっと言えば、普及が推進されることで社会的にもっとさまざまな好影響が出てくるわけですね。私はいろんな国のこういう普及の状況を現場を通じて見てきてますけれども、普及することによって農山村が活性化したり、場合によっては過疎化がとまったり、そういうふうなことの影響もどんどん出てくるわけですね。ですから、社会的に好影響が出てくるということは、その負担が意義のあることだというふうにとらえるわけですので、そこは非常に重要ではないかと私も思っております。

それ以外のことをちょっと発言してよろしいですか。前回の。

○植田委員長

どうぞ。

○和田委員

10kW以上の太陽光発電のシステム価格、前回出されまして、全体としてコストが下がっているというのはこれで十分認識できました。今回は昨年度と違う点は、こうしてきちっとしたデータが出てきて、それに基づいて買い取り価格を設定すると、非常に客観的にそれができるといことだと思っておりますけれども。それで、この10kW以上の価格を見ますと、前年度、昨年システムの価格の設定の標準が32.5万円、1kWですね。それで計算をして42円という数値を出したわけですけども、500kW以上の分についてはそれ以下になっています、明らかに。だから、これは明確に下げる方向性はとっていいと思っています。ただ、500kW以下の部分についてはまだこの水準まで、去年の設定水準まで行ってないんです。10kWから50kWが現状で43.7万円、50から500kWも37.5万円と、いずれもまだ前年度を上回っているんですね。だから、ここはこの規模の区分を

やっぱり検討対象として今後考えるべきではないかというふうに考えています。

○新原部長

きょうの資料の3ページでご説明したつもりなのですが、半年前はどのような整理をしたかというところ、メガ、つまり10kW以上のところについては、1,000kW以上の設備をベースに算定を行ったわけですね。そういうデータで行ったわけです。平均でやるということは、ちょっと山地先生がさっき言われたことと関連しますけれども、もちろんそれ以下の部分が出てきてしまう。それ以下というかそれ以上というかですね。要するに、それ以上コストがかかる場所が出てくるんですよ。そこは多分、その議論を推し進めていくと、限りなく細分化させることになると思うんですよ。

じゃ、どこまで細分化させるのがいいのかという議論がもう一つあって、つまり、分けていけば分けていくほどコスト的に高いところに寄るんですね、どうしても。それをどう考えるか。この場合には、要するにある意味、特に事業者ですね、家庭とかは別ですけどもね。事業者はある程度規模を選択できるわけで、そういう中で、それ以上のところが平均値では満たされない部分があるということを言い始めると、どんどんその買い取り価格を上げていくことになるわけです。そこをどう考えるかというのはちょっと議論としては置いておかなきゃいけない。少なくとも半年前には1,000kWベースのところを根拠にして価格を定めましたということなんです。

○植田委員長

いいですか。

○和田委員

事業者の場合には、そういうふうに規模を選べるんですけども、最近、自治体であるとか、あるいは市民団体であるとか、地域の中小企業であるとか、そういうところが取り組んでいるケースは、むしろ50kW未満のようなものの方が多いですよね。屋根貸し制度とかそういうものを利用してやるとか、そんなことも含めて。その部分が現在こういうふうな形、つまり先ほど申し上げたようなコストになっているということですので、それはやっぱり配慮していくべきではないかというふうに思います。

○新原部長

これはご議論いただければいいんですけども、これはむしろ私見になるんですけども、買い取り価格を下の方で上げれば上げるほど、そこに寄るのは間違いなく寄ります。それは何を惹起するかというと、明らかにそのサーチャージは上がります。それは上がります、間違いなく。だから……

○和田委員

いや、だから、去年より上げるかどうかは別にしてね。

○新原部長

いや、上がりますよ、間違いなく。それは上がりますよという意味は、要するに、規模というのは大体、細分化していけばいくほど、下側のほうはコストは高いんです。どの業種でも大体そうですね。だから、分けるということは、とりもなおさずコストは必ず上がります。間違いなく上がりますね。それをどう考えるかということは議論として言っていかなきゃいけない。

だから、さっき山地先生にお答えしたように、配慮は配慮しなきゃいけないわけで、そこについては少なくとも、要するに、分ければ分けるほどそのコストが上がるということを前提にして、それでも……

○和田委員

そういう今現状に比べて下げるにしても、規模によって下げ方が違っていいだろうという。だから、必ずしも上げるかどうかは、それは現在のシステム価格……

○新原部長

これはだから、ほかのところでも同じことがあるわけで、規模が小さければ——なぜ去年、ヒアリングの段階でもこのベースの数字が出てきているかという、恐らくは事業者だったら選択ができるからなんですよ。今言われましたけれども、中小企業と言われても、実際これぐらいのものはかなり出ています、中小企業でやっているものは。だって、今はF I Tがありますから、銀行からお金借りられますから、それは出ているわけで、何か平均値として採用している値が中小企業でできない値だということは全然ないというふうに思いますね。

ほかのものでもそうですけれども、どんどん細分化していけばいくほど、そこは下のほうはどうしてもコストは高くなる。だから、イノベーションはある意味で起きにくくなるといえば、起きにくくなると思いますね。そのところは、去年もあった議論ですけれども、区分をどこまで細分化するかということは、これは別にご審議いただければいいんですけれども、よくよく議論していかないといけない。後々いろんなことが起きます。

それを、ちょっとさっき申し上げようか申し上げないか、事務局ののりを超えると思ったのであんまり申し上げなかったんですけども、さっきご議論があった中、山地委員と和田委員かな、一緒にご議論になったところで、私のところには両方の意見が届いているんです。さっき辰巳さんが言われたように、いや、これは再エネに特化しているのがわかっているんだから、これぐらい経費は負担していいじゃないかというご議論は確かに私のところに来ます。一方で、再エネみたいなものにこんな制度を維持していくのはとんでもないと。そんなもの、コストかかり過ぎじゃないかという意見も私ども来ます。それは両論あります。それは私は別にいろんな意見があっ

たと思うし、だから逆に言うと、もしそのところで議論をするのであれば、私はやっぱり行政、ここは行政の会ですから、立法府できちっと法律をつくり直す以外の方法がないと私は思っています。それがもしそこに入り込むのであればですね。今の法制度が前提だとできないのであればですね。というふうに思っています。

その上でなんですけれども、私が事務当局としてもう一つ重要な点として考えているのは、上げるにせよ下げるにしても、とにかく短期間に変動させるのはすごくまずいんですね。これは私、企業を長年見ているから、彼らは直接はそんなに言わないかもしれませんが、金融機関にせよ事業者にせよ、大体5年後10年後にどうなりそうかということのを予測してやるわけですね。それがルールが毎年のように、上がるにせよ下がるにせよ、考え方が変動するというのはすごくまずいと、どっちにしても。

だからなんですけれども、今のもちよっと関連するんですが、半年前にどう判断をしたかということは一応頭に置いた上で、そこを、特に区分なんていうのはそうだと思うんですけれども、どこまでそれをやるだけの実態が積み重なっているかということは考えなきゃいけないと思います。我々がある種の基準をつくったがために、政策誘導のための結果として下のところがふえているのは事実なんです、多分。10kWのところ切っていますから、その上のところに母集団が固まるんですね。というようなことが起きているということはあるとは思っています。それはいろんな意味で考えておかなきゃいけない。それはご議論いただければいいんですけれどもね。

多少、ちょっとすみません、事務局のあれを超えたかもしれません。

○植田委員長

重要な点だと思いますが。じゃ、順番に。

○和田委員

考え方を変えているわけじゃないんですよ。去年の段階ではそんなに判断できるようなデータはなかったんです。今年明確にこのデータが出てきたわけです。だから、データが出てきた以上、それに基づいて判断をするということです。それで、これ件数で見ても、例えば10kWから50kW未満が2,700何件あるんですね。それ以上のところは80件、その次が80件、11件、17件。件数で言ったら、圧倒的に10kWから50kW未満が多いんですよ。

○新原部長

それが因果関係がどう流れているかということは考えなきゃいけないと思いますね。

○和田委員

ええ。もちろん、そこは詳細はわからないんですけども。その辺のデータというのは、これは開示はされるんですか、この個別の。

○添田課長補佐

ちょっと補足させていただきますと、和田委員がおっしゃったように、昨年の10kW以上のところというのは、基本的にはメガソーラークラスをレファレンスして、そのときにはkW単価は32.5万円だったのが今28万ぐらいまで下がってきていると。他方で、もう少し10kWをちょっと超えるようなところというのは、そういう意味では昨年のデータはないんですよね。ですから、昨年は結局それぐらいのカバレッジというか規模のものについて、kWはどれぐらいだったかというのは正直わからなかった実態があるので、ヒアリングベースでやった結果、今の42円になっているわけです。今出てきているデータというのも、そういう意味ではそこから比べるとやはり下がっている可能性というのは当然あると思いますけれども、そこは正直言ってわからないところであります。

ですので、実態としては実は下がっていて、恐らくメガと10kW近傍のやつというのは、若干コストの構造というか、かかっている部分で、例えば土地代がかからないとか、連系の費用も恐らく安く済むでしょうということはあると思うんですが、もともとのコストの構造自身があんまり判然としない中で、他方でただ42円という設定の中で相当導入されているという実態を見ると、恐らく、システムコストは高いんですが、ほかのところが安くなっていて、結果的に別に42円で十分成り立っているという可能性も当然あると思いますし、実はほかの、もちろん1,000kW以上に比べると、水準というのは高いんですけれども、下がってきている——トレンドとしてはですね——という可能性もありますので。そういうことを考えると、上げるべきか下げるべきかというのは、その辺も留意する必要があるんじゃないかなと思います。

○和田委員

私も、その上げるというのは、上げる必要はないと思うんですよ。だから、最低限据え置きか、その下げ方を規模によって配慮して決めるということを主張しているんですけどもね。

○植田委員長

では、山地委員。

○山地委員

今の議論に少し関連すると思いますので、ちょっと申し上げたいことが2つほどあって、1つは——それから私の意見は、太陽電池の買い取り区分、現状でいいと思っていますので、その意見はまず申し上げておきます。

1つは、また買い取りの負担になるんですけども、余剰買い取りのとき、どういう議論があったかという、電力多消費産業が大変だという議論はありました。というか、この制度のときの審議会の議論でもそういうのがあったのですが、減免なしということで審議会レベルでは法案

を出したと思うんですが。そのときに、実は電力多消費産業だけじゃなくて、一般の家庭に対しても、電力は必需財ですから、いわゆる逆進性という不公平があるとの指摘がありました。この賦課金に関してはですね、kWh当たり均等にかけますから。やっぱりそれはまだ今でも残っていると思うんですよね。そういうことを考えると、10kWのところ、さっき部長がちょっとおっしゃったと思うんですけども、10kW以下の家庭向けの余剰買取では10年、しかし、10kWを超えると全量で20年、買い取りですね。そうすると、なんとか10kW以上にしようというケースがやっぱり出てきていると聞いています。そういうことも考えると、電灯需要家の間での公平性というんですかね、その点から考えても、私は今の議論には相当違和感を持って聞いていました。

それからもう一つは、添田さんがおっしゃったことで、特に50kW以下とそれ以上では連系接続の負担が随分違いますよね。むしろ、現状を見ていると、50kW以下に小分けして幾つか並べてやるほうが得だというケースも出てきているぐらいですね。だから、買い取りの価格でもって規制するというのは本当に難しい。皆さんいろんな知恵を出されますから。やっぱりそこはちょっと注意して、あんまり細かく分けりゃいいというものじゃない。むしろ、大きく分けといて、その中で効率性を求めていくというふうにしておかないと、小分けにし出すと私は切りがないというふうに思います。

○新原部長

今、非常にクリアに私どもをきちっと整理していただいたんですけども、和田先生の考え方はある意味わかるんですけども、私も今、山地さんが言われたこととちょっと似たような印象を持っていて、つまり、もともとこのぐらいのところの件数が多かったわけではなくて、我々がそこに仕切りを設けているところもあって、そこに誘導されているという可能性が高いと私は思っています。それはある程度いろんなことで推測するしかないんですけども。そうすると、ここをやると、どんどんそういうことが起きてくるということがあり得るのではないかとすることは、少なくとも委員でご議論をいただくときに考えておかなきゃいけないところだと思います。

○植田委員長

よろしいですか。はいどうぞ。

○和田委員

ただ、50kW未満というのは、電気主任技術者を選任しなくてもいいとか、そういう条件が緩和されてやりやすい面はあるんですけども、一方で、例えば自治体の公共の屋根を貸すとか、こういうふうな事例が結構出てきているわけですね。そういうのはそんなに、先ほど山地委員がおっしゃったような大規模なやつを分割するとか、そんなこととは全く無関係で、本当にそういう事例がふえていることは事実ですね。だから、この件数をそういうふうに私自身は見えないで

すね。こういう規模のものがやっぱりやりやすくなって、それで増えているというふうに思っていますけれども。

○添田課長補佐

和田委員がおっしゃること、そういうものがベースになる一方で、他方でやっぱりそこにインセンティブというか段差ができれば、当然それをねらって業者の方はそのちょうどぎりぎりのところでまさに事業をやられようとするので、逆に誘導しちゃって、もともと当初思っていたのと違う結果が起こってしまうんじゃないかということを出地委員はご懸念されておっしゃっておられるのかなというふうに、聞いておる私からは思いましたけれども。

○植田委員長

今のようなことを判断できるだけの事例の集積が十分あるかという問題は、難しいようなところがちょっとあるんですね。

○添田課長補佐

そうですね。あと、実際は、自治体が屋根貸しなんかするという場合も、今、少なくとも相当件数的には出てきておりますし、まさにFITが始まったからこの10kW以上のマーケットというのは非常に大きくなっていますので、かなり今の区分で十分、ある程度の導入促進効果というのは出ているんじゃないかなという気はいたしますけれども。

○植田委員長

ありがとうございました。

じゃ、ちょっと別のことでどうでしょうか。

○辰巳委員

ちょっといいですか。

○植田委員長

はいどうぞ。

○辰巳委員

今の件なんですけれども、これも平均値で求められているので、割合データ数も多いので、何か平均値じゃなくてばらつきというのはわかるんですかね。例えば10kWのところがすごく——あつ、件数か。ごめんなさい。件数がどのぐらいの規模が多いかとか。例えばの話、10から50で2,700のばらつき……

○添田課長補佐

それは出せます。出せますので、ですから……

○辰巳委員

金額……

○添田課長補佐

先ほど山地委員からもご指摘がありましたけれども、10から1,000の間の分布なんかも次回お示ししようと思います。

○辰巳委員

そうですね。

○村上課長

だから、ちょっとどの程度細分化できるかは……

○辰巳委員

そうですね。だから、それはもちろん。

○村上課長

下手すると、一件一件全部見直さなきゃいけなくなりますので、そこはちょっと。

○新原部長

物すごいあれがあるので。

○辰巳委員

多いですからね。

○植田委員長

よろしいですか。ほかにどうでしょう。大体良いですか。

賦課金、負担感、減免措置の話と今先ほど議論していただいた話とか、この調達価格等算定委員会がつくられた理由は、価格をつけるときの根拠を透明に見えるというふうにするというところですので、いろいろ今ご指摘いただいて、データを出していただくということで、改めて議論させていただくというふうなことで、今回は補助金の話の。

○新原部長

出します。

○植田委員長

そういうことですね。

○新原部長

決めないともうあれですから。必ずお約束します。

○植田委員長

じゃあ、それも出てくるということになりますので、次回またその議論をさせていただきたいというふうに思います。

大体よろしゅうございますか。ありがとうございました。

そうしたら、随分活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。次回の委員会の開催日時につきましては、事務局より別途お知らせをさせていただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

4. 閉会

○植田委員長

それでは、これもちまして、第9回調達価格等算定委員会を閉会といたします。

どうも長時間にわたり、ありがとうございました。終わります。

— 了 —